

わがまち特例一覧（東金市）

R5. 5. 11現在

NO	対象資産	取得期間等	適用期限	税目	特例率	種別	地方税法	市税条例
1	汚水又は廃液の処理施設	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	なし	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項
2	下水道除害施設	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	なし	固	4/5	課税標準の特例	附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項
3	再生可能エネルギー発電設備 イ：太陽光発電設備（出力1,000kW未満） ロ：風力発電設備（出力20kW以上） ハ：地熱発電設備（出力1,000kW未満） ニ：バイオマス発電設備（出力10,000kW以上 20,000kW未満）	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3年度分	固	2/3	課税標準の特例	附則第15条第25項第1号 イ・ロ・ハ・ニ	附則第10条の2 第10項から第13項まで
4	再生可能エネルギー発電設備 イ：太陽光発電設備（出力1,000kW以上） ロ：風力発電設備（出力20kW未満） ハ：水力発電設備（出力5,000kW以上）	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3年度分	固	3/4	課税標準の特例	附則第15条第25項第2号 イ・ロ・ハ	附則第10条の2 第14項から第16項まで
5	再生可能エネルギー発電設備 イ：水力発電設備（出力5,000kW未満） ロ：地熱発電設備（出力1,000kW以上） ハ：バイオマス発電設備（出力10,000kW未 満）	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3年度分	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第25項第3号 イ・ロ・ハ	附則第10条の2 第17項から第19項まで
6	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年度分	固・都	1/2	課税標準の特例	附則第15条第32項	附則第10条の2第21項
7	緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき 設置した市民緑地の用に供する土地	平成29年6月15日から 令和7年3月31日まで	3年度分	固・都	2/3	課税標準の特例	附則第15条第33項	附則第10条の2第22項
8	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅(家 屋)	平成27年4月1日から 令和7年3月31日まで	5年度分	固	2/3	減額	附則第15条の8第2項	附則第10条の2第26項

9	中小企業者等が認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	3年度分	固	0	課税標準の特例	附則第64条（旧）	附則第10条の2第27項 （旧）
10	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	なし	なし	固	1/2	課税標準の特例	第349条の3第27項	第61条の2第1項
11	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	なし	なし	固	1/2	課税標準の特例	第349条の3第28項	第61条の2第2項
12	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	なし	なし	固	1/2	課税標準の特例	第349条の3第29項	第61条の2第3項
13	大規模の修繕等が行われたマンション（家屋）	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	翌年度分	固	1/3	減額	附則第15条の9の3第1項	附則第10条の2第27項

税目の「固」は固定資産税、「都」は都市計画税を表します。

読み方（例）No.13 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに大規模の修繕等が行われたマンションは、家屋について翌年度分の固定資産税が1/3に減額されます。

〇わがまち特例を受けようとする場合は以下の書類をご提出ください。

1. わがまち特例の対象資産であることがわかる書類
2. 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例にかかる届出書（土地・家屋）
3. 固定資産税の課税標準の特例に係る届出書（償却資産）

上記表No.8、No.13の適用を受けようとする場合は、別途ご相談ください。